

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>信用金庫、信用協同組合及び労働金庫（以下「協同組織金融機関」という。）については、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、いずれの協同組織金融機関の業態においても、個別の金融機関に対して経営支援機能を有する協同組織中央金融機関（以下「中央機関」という。）が存在するなど共通する特色を有している。</p> <p>協同組織金融機関の監督に当たっては、こうした協同組織金融機関固有の特性や共通する特色等を踏まえ、以下の点に留意することとする。また、対象金融機関の規模・特性等を十分に踏まえるとともに、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>V-1-1 出資増強時における留意点</p> <p>協同組織金融機関の普通出資については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。</p> <p>協同組織金融機関における出資増強時の監督に当たっては、こうした協同組織金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、協同組織金融機関における優先出資による資本増強時の監督に当たっても、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。</p>	<p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>信用金庫、信用協同組合及び労働金庫（以下「協同組織金融機関」という。）については、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、いずれの協同組織金融機関の業態においても、個別の金融機関に対して経営支援機能を有する協同組織中央金融機関（以下「中央機関」という。）が存在するなど共通する特色を有している。</p> <p>協同組織金融機関の監督に当たっては、こうした協同組織金融機関固有の特性や共通する特色等を踏まえ、以下の点に留意することとする。また、対象金融機関の規模・特性等を十分に踏まえるとともに、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>V-1-1 出資増強及び合併における留意点</p> <p>協同組織金融機関の普通出資については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。</p> <p>協同組織金融機関における出資増強及び合併に関する監督に当たっては、こうした協同組織金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、協同組織金融機関における優先出資による資本増強に関する監督に当たっても、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V-1-1-1 着眼点</p> <p>例えば早期是正措置や早期警戒制度における収益性改善措置など、協同組織金融機関に対して、必要に応じ、法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画に普通出資による資本増強策が含まれている場合にあっては、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止など法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうか等、特に、以下のような着眼点から検証することとする。</p> <p>(1) 基本的な経営姿勢</p> <p>① 理事会が、出資増強に関する法令等遵守の重要性を理解し、全組織的な態勢整備を行っているか。</p> <p>② 理事会は、単に内部規則の制定、通知の発出等に留まらず、職員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、組織内における監視・けん制機能を実効性あるものとしているか。</p> <p>(2) 特に留意すべき事項</p> <p>出資増強に際して遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p>	<p>V-1-1-1 着眼点</p> <p><u>V-1-1-1-1 出資増強に関する着眼点</u></p> <p>例えば早期是正措置や早期警戒制度における収益性改善措置など、協同組織金融機関に対して、必要に応じ、法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画に普通出資による資本増強策が含まれている場合にあっては、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止など法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうか等、特に、以下のような着眼点から検証することとする。</p> <p>(1) 基本的な経営姿勢</p> <p>① 理事会が、出資増強に関する法令等遵守の重要性を理解し、全組織的な態勢整備を行っているか。</p> <p>② 理事会は、単に内部規則の制定、通知の発出等に留まらず、職員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、組織内における監視・けん制機能を実効性あるものとしているか。</p> <p>(2) 特に留意すべき事項</p> <p>出資増強に際して遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>① 「資本充実の原則」の遵守、及び金融機関の自己資本としての健全性（安定性・適格性）の確保（本監督指針Ⅱ－３－１－５－２（２）②イ.を準用する。）</p> <p>② 独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為（例えば「優越的な地位の濫用」）の発生防止</p> <p>③ 適切な説明（例えば「出資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法等の観点から適切なものとなっているか。」特に、「預金等との誤認を防止するための十分な措置を講じているか。」「流動性に関して、上場株式とその性格を異にしていることを説明しているか。」等。）</p> <p>（３）コンプライアンス状況の事後的な点検体制の整備 出資増強の手続きの進行に応じて、コンプライアンス状況について、全組織的な事後点検を行う体制を整えているか。</p>	<p>① 「資本充実の原則」の遵守、及び金融機関の自己資本としての健全性（安定性・適格性）の確保（本監督指針Ⅱ－３－１－５－２（２）②イ.を準用する。）</p> <p>② 独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為（例えば「優越的な地位の濫用」）の発生防止</p> <p>③ 適切な説明（例えば「出資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法等の観点から適切なものとなっているか。」特に、「預金等との誤認を防止するための十分な措置を講じているか。」「流動性に関して、上場株式とその性格を異にしていることを説明しているか。」等。）</p> <p>（３）コンプライアンス状況の事後的な点検体制の整備 出資増強の手続きの進行に応じて、コンプライアンス状況について、全組織的な事後点検を行う体制を整えているか。</p> <p><u>V－１－１－１－２ 合併に関する着眼点</u> <u>協同組織金融機関の合併は、普通出資の特性から、基本的には、企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号）における「取得」や「支配」の概念とは相容れず、合併金融機関の総代が合併後も継続して議決権を集約して行使する場合など、合併の経済的実態について「持分の結合」ではなく「取得」と解すべき例外的な場合を除き、基本的に、吸収合併対象財産について、吸収合併の直前の帳簿価額を付す方法（いわゆる持分プーリング法）により会計処理を行うこととされている。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>このような点も踏まえ、協同組織金融機関の合併に関しては、システム統合リスク等の検証に加え、説明書類等において合併に関する情報開示が適切に行われているかについて検証することとする。</u></p>